

令和2年度保育園申し込みについて

入所申込対象児童

平成26年4月2日以降に生まれた子ども

保育の必要性の認定

保育園を利用する場合は、教育・保育給付認定申請書を提出していただき、利用のための「保育の必要性の認定」を受けていただきます。客観的な基準により、町が認定する3つの区分に応じて、幼稚園、保育園など利用先が決まります。

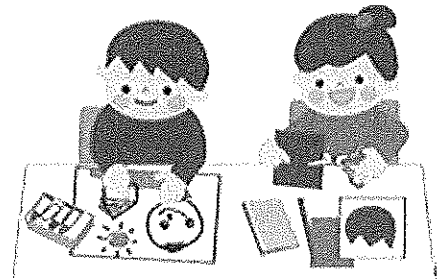
【3つの認定区分】

年 齢	保育の必要性	認定区分		利用時間	利用先
満3歳以上の 場合	教育を希望される場合	1号認定	教育認定	教育標準時間	幼稚園
	「保育の必要な事由」に該当し、保育園での養護と教育を希望される場合	2号認定	保育認定	保育標準時間 保育短時間	保育園
満3歳未満 場合	教育を希望される場合	3号認定	保育認定	保育標準時間 保育短時間	保育園

保育園を希望される場合の保育認定（2号認定：3歳以上、3号認定：0歳～2歳）には、次の3点が考慮されます。

【1. 保育を必要とする事由】（次のいずれかに該当）

- ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業など）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学（職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、やむをえない事情があると町長が認めるとき



【2. 保育の必要量】

- ② 「保育標準時間」利用・・・両親のフルタイム就労等を想定した利用時間（1日最長11時間）
- ② 「保育短時間」利用・・・両親又はいずれかがパートタイム就労等を想定した利用時間（1日最長8時間）

※必要量はあくまで認定するうえで必要となる区分です。利用施設により保育時間が定められているため各施設にご確認ください。

【3. 優先利用への該当の有無】

以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯

- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障がいを含む場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧その他町が定める事由

保育の利用について

保護者が就労や病気、親族の介護などの「保育を必要とする理由」に該当することにより、お子さんにとって保育が必要と認められる場合に、保護者に代わって心身ともに健やかに育つよう、保育園等で保育することです。

保育の必要性の認定及び保育の利用希望申し込みに必要な書類

1. 教育・保育給付認定申請書兼保育園・幼稚園入園申込書（※児童ひとりにつき1部提出）
2. 「保育を必要とする理由」を確認する書類（※ふたり以上の児童が同時に行う場合には1部提出）
3. 個人番号カード等の個人番号のわかる書類（※今年度から個人番号欄の記入追加のため）

保護者の状況	証明書類等
①就労	・就労証明書 (育児休業を取得中又は取得予定の方は、育児休業取得証明書をあわせて提出)
②妊娠・出産	・母子健康手帳
③病気又は障がいがある	・診断書又は身体障害者手帳などの写し
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	・看護（介護）されている人の診断書又は身体障害者手帳などの写し

認定及び入所決定

1. 書類等で審査して、先に支給認定決定通知書と入所承諾通知書を令和2年2月頃に発送します。その後、保育料決定通知を発送します。
2. 利用する保育所については、申請者の希望、施設の利用状況などにに基づき、町が利用の調整を行いますので予めご了承ください。

定員・受付等

住 所	保育園（所）	定員	受付期間
海山地区	上里保育園	60人	11月1日（金）～11月29日（金） 午前9時～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日除く 海山総合支所で受付
	相賀幼稚園	70人	
紀伊長島地区	ひかり保育園	60人	11月1日（金）～11月29日（金） 午前9時～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日除く 各保育園及び本庁福祉保健課で受付
	ひがし保育園	60人	
	三浦保育園	20人	
	ふらここ保育園	30人	
	こひつじ保育園	20人	

※11月7日（木）午後3時から午後5時 上里保育園にて受付を行います。

保育料

※令和元年10月から4月1日の年齢が

①3歳から5歳（2号認定者）のすべての子ども

②0歳から2歳（3号認定者）の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化されました。

※無償化に伴い、副食（おかず、おやつ等）の費用について、一部の保護者の方は実費負担となりますが、紀北町独自の子育て支援施策により、3歳から5歳（2号認定者）のすべての子どもの副食費も無償化しました。

・保育料は住民税賦課状況により算定し、令和2年4月に決定します。下記の表の内容は仮価格ですので、入所時までにお知らせする予定です。

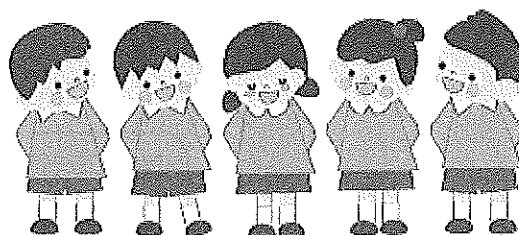
《紀北町保育料利用者負担額表》（案）

（月額：単位：円）

3号認定者（0歳～2歳）		第1子		第2子		第3子以降	
階層区分、定義	世帯の状況	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
①生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
②町民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
③町民税均等割課税世帯のうち所得割非課税	ひとり親世帯等	4,750	4,650	0	0	0	0
	上記以外の世帯	10,500	10,300	5,250	5,150	0	0
④町民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	7,000	6,900	0	0	0	0
	上記以外の世帯	15,000	14,800	7,500	7,400	0	0
⑤町民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0
	上記以外の世帯	20,500	20,200	10,250	10,100	0	0
⑤町民税所得割課税額	97,000円未満	20,500	20,200	10,250	10,100	0	0
⑥町民税所得割課税額	133,000円未満	24,200	23,800	12,100	11,900	0	0
⑦町民税所得割課税額	169,000円未満	28,000	27,600	14,000	13,800	0	0
⑧町民税所得割課税額	301,000円未満	36,500	35,900	18,250	17,950	0	0
⑨町民税所得割課税額	397,000円未満	40,000	39,400	20,000	19,700	0	0
⑩町民税所得割課税額	397,000円以上	52,000	51,200	26,000	25,600	0	0

※当該年度の4月分から8月分の保育料は前年度分の市町村民税額

当該年度の9月分から3月分の保育料は当該年度分の市町村民税額で算定します。



◎保育料は、次の以下の項目によって判定されます。

(1) 児童の4月1日の年齢（3号認定：0歳～2歳）

(2) 保育標準時間または短時間の区分

(3) 世帯の町民税額が課税または非課税

課税の場合（均等割のみ課税の場合を含む）は世帯の町民税の所得割額の合計

(4) 多子世帯の保育料の軽減Ⅰ

幼稚園や保育所をきょうだいで利用される場合、きょうだいで利用している最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料となります。

(5) 多子世帯の保育料の軽減Ⅱ

同一世帯・同一生計のきょうだいがいる場合は、年齢関係なく第2子は半額、第3子以降は無料となります。

ただし、第2子に関しては、保護者の市町村民税所得割課税額の合計が77,101円未満の世帯に限ります。第3子以降に関しては、収入制限はありません。

※第2子以降については、住民登録や保育園申込書の世帯状況より判定しています。

第2子以降の判定に実際と違いがある場合は、お手数ですが下記担当までご連絡ください。

(6) ひとり親世帯等の保育料の軽減Ⅰ

母子・父子世帯、身体障害者手帳・療育手帳等を交付されている世帯で、第3階層及び第4階層と認定された場合、第1子は利用者利用者負担額から1,000円を控除した額の半額、第2子以降は無料とします。

(7) ひとり親世帯等の保育料の軽減Ⅱ

母子・父子世帯、身体障害者手帳・療育手帳等を交付されている世帯で、第5階層と認定された場合9,000円となります。

ただし、第5階層については保護者の市町村民税所得割課税額の合計が77,101円未満の世帯に限ります。

(8) 同居祖父母のいる場合での算出

父母または入所児が祖父母の所得税・健康保険上扶養になっている場合、祖父母の収入を算定の対象とします。

※ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

【事務担当】

紀北町役場 福祉保健課 地域福祉係

TEL：0597-46-3122